

安定した国保の事業運営のために医療費の適正化へご協力を

お願いいたします！！



## 柔道整復師・施術所（整骨院・接骨院）様へ の大切なお知らせ

平素より、国民健康保険の事業運営にご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

保険給付の適正化を図るとともに被保険者の皆さまに納めていただいた国保税が適切に使用されるために、国保加入者が柔道整復師による施術を受けた場合には国保連合会へ審査を委託しております。また、名護市においても資格確認や施術内容、負傷原因についての点検を行っております。

つきましては、国民健康保険が適用される傷病についていま一度ご確認のうえ、施術の際には患者様からの十分な聞き取りのもと保険適用の可否についてご判断いただきますようお願い申しあげます。

柔道整復については、患者が自己負担分を柔道整復師（施術所）に支払い、柔道整復師（施術所）が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。柔道整復師（施術所）が患者に代わって保険請求を行うため、施術の際には、必要書類に患者の方のサインが必要となります。必ず施術を受けた本人様に署名をしてもらうようお願いいたします。また、保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中の施術については、保険給付の対象になりませんのでご注意ください。

### 【国民健康保険が適用される場合】

- ①外傷性の捻挫、打撲、挫傷（肉離れを含む）
- ②骨折、不全骨折、脱臼（医師の同意のあるものや緊急・応急手当の場合）

### 【国民健康保険が適用されない場合】

- ①日常生活の疲れや筋肉疲労、加齢による痛み、原因不明の負傷、肩こり、腰痛
- ②マッサージ代わりの施術
- ③内科的要因（慢性病のリハビリやリウマチ・関節炎等の神経性疼痛等）

※ 施術について、名護市の点検により疑義がある場合には施術所並びに受領委任先へ聞き取り及び調整をさせていただく場合があります。内容によっては、**申請書の返戻・施術所への返還請求・被保険者への返還請求**が発生する場合がありますのでご注意ください。